

Nara Women's University Digital Information Repository

Title	「万葉集」の成立について
Author(s)	坂本, 信幸
Citation	古代日本の言語文化, pp.3-15
Issue Date	2006-04-30
Description	H17年度COEプログラム主催国際シンポジウム「古代日本の言語と文化」の講演内容
URL	http://hdl.handle.net/10935/192
Textversion	publisher

This document is downloaded at: 2018-10-18T03:40:49Z

「万葉集」の成立について

坂本 信幸

それではプログラムに従いまして、まず初めに私のほうから『万葉集』の成立について」ということでお話をさせていただきます。露払いのような感じで、何ゆえ1200年というふうに銘打ったかということについてお話いたします。

『万葉集』の成立1200年記念というふうに一応申しておりますが、それがはたして正しいかということそう簡単にはいえない微妙なところがあります。万葉集の成立年代については、万葉研究者の大方の考え方として大同元年(806)あたりとしていいだろうというふうに考えられているものの、そうでない説をお探りになる方々もおられるのです。

『古今和歌集』にしても『懷風藻』にしても、古典籍の編纂物には、だいたい序文というものがあります。ところが『万葉集』には序文というものがないのです。ですから、通常ならば序文に書き記すところの編纂に至る経緯といったものが『万葉集』においてはわからない。そこでいろいろな考え方が出ることになったわけです。

本日そこにお示ししました資料は、これまで多くの方々が『万葉集』の編纂に関わって考える際に参考にしてきた基本的なものを挙げています。

夫萬葉集者古歌之流也。非_レ未_ニ嘗稱_ニ警策之名_一焉。況復不_レ屑_ニ鄭衛之音_一乎。聞説、古者飛文染翰之士、興詠吟嘯之客、青春之時、玄冬之戲、隨_レ見而興既作、觸_レ聆而感自生。凡厥所_ニ草稿_一、不_レ知_ニ幾千_一。漸尋_ニ筆墨之跡_一、文句錯亂、非_レ詩非_レ賦、字對雜揉、難_レ入難_レ悟。所謂仰彌高、鑽彌堅者乎。然而有_レ意者進、無_レ智者退而已。於_レ是奉_ニ綸綍_一、綜輯之外、更在_ニ人口_一盡、以撰集成_ニ數十卷_一、裝_ニ其要妙_一、韞_レ匱待_レ價。唯媿非_ニ凡眼之所慢可_レ及。

(夫れ万葉集は古歌の流なり。未だ嘗て警策の名を称せずんばあらず。況むや復た鄭衛の音を屑とせざるにおいてをや。聞説、古へは飛文染翰の士、興詠吟嘯の客、青春の時、玄冬の節、見るに随ひて興既に作り、聆くに触れて感自らに生る。凡厥の草稿とする所、幾千といふことを知らず。漸く筆墨の跡を尋ぬるに、文句錯乱、詩にあらず賦にあらず、字對雜揉して、入るに難く悟るに難し。所謂仰げば弥高く、鑽れば弥堅きものか。然して意有る者は進み、智無き者は退くのみ。是に於きて綸綍を奉り、綜輯せるの外、更に人口に在るものを尽くして、以て撰集して数十巻と成し、其の要妙を装りて、匱に韞めて価を待つ。唯凡眼の及ぶべき所にあらざるを媿づるのみ。)

(『新撰萬葉集』卷之上 寛平5年〔893〕)

まず『新撰萬葉集』という書物があります。道真の著したものであるといわれているも

のです。これは寛平5年に成立したとされています。全部漢文で書かれているため書下し文を『新撰萬葉集注釈』などを参考にして記しておきました。「夫れ万葉集は古歌の流なり。未だ嘗て警策の名を称せずんばならず。況むや復た鄭衛の音を屑とせざるにおいてをや」という言い方で始まる箇所があります。つまりそこに『万葉集』のことが記されているということで、大変重要な文献であるといっているわけですが、ただし、この『新撰萬葉集』の文章をめぐってはその解釈にいろいろ問題がありまして、この『新撰萬葉集』の読み方によって『万葉集』の成立についての考えがずいぶん分かれてくるということになります。とりあえずざっと眺めておきます。「聞説、古へは飛文染翰の士、興詠吟嘯の客、青春の時、玄冬の節、見るに随ひて興既に作り、聆くに触れて感自らに生る。凡厥の草稿とする所、幾千といふことを知らず。漸く筆墨の跡を尋ぬるに、文句錯乱、詩にあらず賦にあらず、字対雑揉して、入るに難く悟るに難し。所謂仰げば弥高く、鑽れば弥堅きものか。然して意有る者は進み、智無き者は退くのみ。是に於きて綸綽を奉り、綜輯せるの外、更に人口に在るものを尽くして、以て撰集して数十巻と成し、其の要妙を装りて、匱に韞めて価を待つ。唯凡眼の及ぶべき所にあらざるを媿づるのみ」というように記されています。「夫れ」というのは発語でありまして「そもそも『万葉集』は古歌の類である」と『万葉集』のことをいいます。そして「未だ嘗て警策の名を称せずんばならず」と、人を感動させる優れた歌集の名を称せられなかったことはないといっています。まして「鄭衛の音」、この「鄭衛」は春秋時代の国の名前でありまして、その鄭衛の音楽は淫らであったという考え方があるわけですが、そういった鄭の国、衛の国の音楽など問題にしないという。ついで、聞くところによると、昔は文章をつくる人たち、歌を吟詠する人たちは、春にも冬にも季節を問わず、見るもの聞くものに感興を抱いたということを描べます。そしてその次に、その自然にできた歌を書き留めた草稿が「幾千といふことを知らず」というふうには、無数にあったと記して、「漸く筆墨の跡」、書かれた草稿を読んでも、文句は乱れており、詩なのか賦なのか、「賦」というのは中国の文体の一つですが、そういった詩なのか賦なのかよくわからない。字の並び方も入り混じっていてなかなか読み進むことができず、理解できないものである、「入るに難く悟るに難し」といっています。「所謂仰げば弥高く、鑽れば弥堅きもの」というように、難解なものだということを書いて、意のある者はそれを読み進めるだろうし、智慧のなき者はあきらめて退くだけのものだと述べるわけです。そのあと「是に於きて綸綽を奉り」ということで、「綸綽」というのは勅命です。天皇の勅命を受けて、そして「綜輯せるの外」、集めた他に、「更に人口に在るもの」、人の口々に伝えている歌、それをことごとく「撰集して数十巻と成し」と記しています。その数十巻の中から「要妙を装りて」ということですから、いいもの、秀歌を選んで抄本をつくり、そして箱の中に収めてその評価を待っていると。ただ「凡眼」、凡人の眼によってその真価を見出し理解することがなかなか力の及ぶことでない、そのことを「媿づる」ということを述べております。そのなかで重要なことは「綸綽」を奉って「綜

輯」したと出てくることです。ここにいう考え方に従いますと、『万葉集』は数十巻の書物であったということになります。現存する『万葉集』は二十巻本『万葉集』です。二十巻を数十巻とは普通はあまりいいません。そうすると今の『万葉集』と違う形の『万葉集』が一旦編纂され、しかもそれは「綸綍を奉り」と道真がいつているわけであるから、天皇の命により道真が撰集した『万葉集』というものがあつたということにもなりかねないのです。この記述のように道真の時代に『万葉集』が編纂され成立していくという考え方を取る人たちがいる一方、『新撰萬葉集』の読み方の問題に関わって最近はいくつかの論文が出てきました。「夫れ万葉集は古歌の流なり」というところは『万葉集』についていつているけれども、そのあとに述べていくことは直接『万葉集』に関わるものではないという考え方があります。いずれにせよ『新撰萬葉集』成立時の893年に『万葉集』という書物名があつたということになります。

貞観御時、万葉集はいつばかり作れるぞと問はせ給ひければ、よみて奉りける文屋有季

神無月時雨降りおける榎の葉の名におふ宮の古言そこれ(巻18、雑歌下997)

(『古今和歌集』延喜5年〔905〕)

そして『古今和歌集』は、延喜5年(905)に成立しているわけですが、『古今和歌集』の歌のなかに「貞観御時、万葉集はいつばかり作れるぞと問はせ給ひければ、よみて奉りける」という「文屋有季」という人物の歌がありまして、「神無月時雨降りおける榎の葉の名におふ宮の古言そこれ」と応えた歌があるわけです。『万葉集』の編纂は10月の時雨の降る榎の木の名、その「榎(ナラ)」という名前をもっている宮の古い出来事であるというふうにいるわけですから、奈良の宮の出来事であるという考え方が『古今和歌集』にあつたということになります。

古より、かく伝はるうちにも、^{おほんとき}ならの御時よりぞひろまりにける。^{おほんよ}かの御世や歌の心を知ろしめしたりけむ。かの御時に、^{おほきみつのくらみ}正三位柿本人麿なむ歌の^{ひじり}聖なりける。……これよりさきの歌を集めてなむ、「万葉集」と名づけられたりける。

ここに、古のことも、歌の心をも知れる人、わづかに一人二人なりき。しかあれど、これかれ得たる所、得ぬ所、互になむある。かの御時よりこのかた、年は百年^{ももとせ}あまり、世は十つぎになむなりける。

(『古今和歌集』仮名序)

昔平城天子詔ニ侍臣一。令レ撰ニ万葉集一。自レ爾以来。時歴ニ十代一。数過ニ百年一

(同真名序)

そういうことと関わって『古今和歌集』の「仮名序」「真名序」には次のように述べられています。「古より、かく伝はるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける」というふうに述べまして、「かの御世や歌の心を知ろしめしたりけむ。かの御時に、正三位柿本人麿なむ歌の聖なりける」というように、奈良の御世より歌が広まり、ならの御世は歌の心を知っておられたということをいいます。少し省略しておりますが「これよりさきの歌を集めてなむ、『万葉集』と名づけられたり」とありますから、奈良の宮の書物であるということがそこに記されているわけです。そのあと少し飛ばしまして、「しかあれど、これかれ得たる所、得ぬ所、互になむある」のあと「かの御時よりこのかた、年は百年あまり、世は十つぎになむなりにける」と記しています。それと対応する「真名序」は、「平城天子」を「へいじょうてんし」と読むか「へいぜいてんし」と読むか問題になるわけですが、「詔侍臣、令撰万葉集。自爾以来。時歴十代。数過百年」と記しております。要するに「真名序」も「仮名序」も年数にして百年、天皇の御世にして十代が経過したというふうに記しているわけです。これによって計算いたしますと『古今和歌集』の成立は醍醐天皇の御世ですから、その醍醐天皇の御世を含めてさかのぼりますと、宇多・光孝・陽成・清和・文徳・仁明・淳和・嵯峨・平城と平城天皇の時代が十代前の時代であるということになり、しかも『古今和歌集』が延喜5年の成立ですから、そこから百年さかのぼるとちょうど平城天皇が即位なさった大同元年ということになるわけです。

この『古今和歌集』の考え方を普通に信用しておけば問題はとくに生じなかったのですが、しかしそれ以外の違った考え方を採るものがありました。

昔、高野の女帝の御代、天平勝宝五年には、左大臣橘卿、諸卿大夫等集りて、万葉集を撰ばせたまふ。醍醐の先帝の御時は、古今二十卷撰りとのへさせたまひて、世にめでたくせさせたまふ。

(『栄華物語』月の宴 長元年間〔1028—37〕)

*元暦校本の書き入れに「裏書云」として同文あり。高野の女帝は孝謙天皇。

『栄華物語』の「月の宴」のところでは、「昔、高野の女帝の御代、天平勝宝五年には、左大臣橘卿、諸卿大夫等集りて、万葉集を撰ばせたまふ。醍醐の先帝の御時は、古今二十卷撰りとのへさせたまひて、世にめでたくさせたまふ」と記しています。「高野の女帝」というのは孝謙天皇です。「天平勝宝五年」というのは西暦753年、ここでは橘卿、つまり橘諸兄という人物名まで出して、しかも孝謙天皇の勅命でもって選んだ、つまり勅撰歌集として『万葉集』を位置づけているわけで、具体的な名前、そして具体的な年まで記されているという点で大変意味のある文章だったのです。ところが現存『万葉集』の歌は大伴家持の歌で終わっております。歌番号は第20巻の4516番になるわけですが、これは天平宝字という年号になります。天平宝字3年(759)ですから、ここに記した「天平勝宝五

年」よりのちの歌が現存二十巻本『万葉集』の中に収められているということになり、どうも具合が悪いということになるわけです。

いずれにせよ、『古今和歌集』に記されたところでは、「貞観御時」にすでに『万葉集』がいつ形成されたものか天皇にはわからない状態であった。そこで、天皇が臣下の者にお尋ねになった。そしてお答えしたというわけです。しかし、これは歌であるからということもあります。奈良の宮の頃であるというだけで、大変ぼんやりした言い方です。

天曆五年宣旨ありて、始めてやまと歌えらぶ所を梨壺におかせたまひて、古万葉集よみとき選ばしめ給ふなり。召をかぶるは河内掾清原元輔、近江掾紀時文、讃岐掾大中臣能宜、学生源順、御書所の預坂上望城なり。蔵人左近衛少将藤原伊尹その所の別当に定めさせ給ふに神無月の晦日に此題を封じてくだし給へり。「神無月かぎりとかや思ふもみぢの」とある、各歌を奉る。

神無月果は紅葉もいかなれや時雨と共に降に降るらん

(源順『源順集』 延喜11年〔911〕—永観元年〔983〕)

しかも、どうもそれがすでにこの頃なかなか読めないようになっていたということは、『源順集』——源順は永観元年(983)の頃まで生きた人物ですが——、そのなかに村上天皇の天曆5年(951)に宣旨があつて、「始めてやまと歌えらぶ所を梨壺におかせたまひて、古万葉集よみとき選ばしめ給ふなり」とあるように、『万葉集』を読み解くことを行なつたと記していることによつて知られる。当時の高度な知識人だつた清原元輔、紀時文、大中臣能宜、源順、坂上望城といった人物が『万葉集』を読み解くということをしたということになっています。ですから、平安朝の頃において『万葉集』は編纂についてもはっきりしない、よくわからないものということになっていたわけです。

そういう経緯のなかで、『古今和歌集』の説に対して問題があるということである。いろいろな説が出てくる。それはどうしてかということ、そこに記している「ならの御時」を、平城京で国を治めた天皇というふうに見える考え方があつたからです。和銅3年(710)に平城京に移りますから、数多くの天皇が奈良の宮の天皇としているわけです。桓武天皇の時代に都が遷されますから、都を遷した桓武天皇を含めるかどうかということはあるものの、いずれにせよ「ならの御時」の天皇としては複数の候補が出てくるわけです。しかもその候補のなかで、奈良の天皇といったときにもっともふさわしい人物はというと、これは待ちに待った男帝であつた聖武天皇であろうということになる。

予案^レ之、此集聖武撰歟。其故彼帝御時和歌始興之由、在^二古今序^一。

(予これを案^{かん}ふるに、此の集聖武の撰か。其の故は、彼の帝の御時和歌始めて興りし由、古今の序に在り。)

(藤原清輔『袋草子』 保元2-3年〔1157-8〕)

藤原清輔の『袋草子』には、「予これを案ふるに、此の集聖武の撰か。其の故は、彼の帝の御時和歌始めて興りし由、古今の序に在り」とありまして、『古今和歌集』には聖武の時代に和歌が起こったと記しているのではないかというふうに述べるわけです。それは「古より、かく伝はるうちにも、ならの御時よりぞひろまりにける」という「ならの御時」を聖武のときと考えてそう述べたのです。つまり『袋草子』などが作られた時代は、聖武天皇の勅撰として考える考え方が強くあったということになります。

そうでありつつ、また一方、奈良の帝を桓武天皇の子どもであった平城天皇であると考えられる考え方もありました。

顕昭陳云、此序意者、奈良帝御時和歌盛弘、其時有_二人丸赤人等者_一。是指_二大同以前之帝_一歟。コレヨリサキノ歌ヲアツメテナム。万葉集トナヅケラレタリケルトカケルハ、即指_二大同代_一也。……持統、文武、元明、元正、聖武、孝謙、文御代好事溢_レ朝。詠歌甚多。仍大同帝集_二彼世々之歌_一、被_レ撰_二万葉集_一也。……両序共書_二時更十代_一之文。仍平城天子者指_二平城天皇_一之条、無_レ疑事也。

(顕昭『万葉集時代難事』 寿永年間〔1182-4〕)

『万葉集時代難事』という顕昭の書物では、『古今和歌集』の序文の「かの御世」という時間の問題について考えまして、「ならの御時」から和歌が盛んになったと述べて、そのときに「人丸赤人等」の者があったといっているのは、大同以前の、つまり平城天皇以前の帝を指すのだ、そして「これよりさきの歌を集めてなむ、『万葉集』と名づけられたりける」と書いているのは、大同の御世を指すのだと述べまして、百年十代という考え方を生かそうとします。

そのような経緯がありまして、『古今和歌集』に述べたところについても、ある者はそれを尊重し、ある者はそれを否定するという形で、中世から近世へ『万葉集』の編纂についての考えが伝わって来るわけです。

今此定家卿ノ抄(坂本注『定家長歌短歌之説』)ヲ見テ、是ニ心著テ普ク集中ヲ考ヘ見ルニ、勅撰ニモアラス、撰者ハ諸兄公ニモアラスシテ、家持卿私ノ家ニ若年ヨリ見聞ニ随テ記シオカレタルヲ、十六卷マテ天平十六年十七年ノ比マテニ廿七八歳ノ内ニテ撰ヒ定メ、十七卷ノ天平十六年四月五日ノ歌マテハ遺タルヲ拾ヒ、十八年正月ノ歌ヨリ第二十ノ終マテハ日記ノ如ク、部ヲ立ス、次第二集メテ宝字三年ニ一部ト成サレタルナリ。

(契沖『万葉代匠記(精撰本)』 元禄3年〔1690〕)

そうしたなかで、ある時期大きな影響をもったのは、契沖の『万葉代匠記』という注釈書です。このなかで契沖は、『万葉集』の内部を非常に丹念に調べまして、『万葉集』はいろいろといわれているけれども、その成立のことはともかく、編纂については家持が個人的に集めた、家持が私撰したものであるということを示すわけですが、家持が私撰したものであるということになると、また少し編纂の時代が変わっていくことにならざるを得ません。

そういった考えを経て、次に挙げるような近代の考え方が出てきます。

万葉集巻々の書きざまいろいろにして、一人の手になりたるものとは見えず。最もよくととのへるは、第一第二の両巻にして、某御宇天皇代と標して次第正しく書記し、題詞左注の書きざまも両巻すべて一様なり。第三第四の両巻も亦同様なれど、前両巻とは聊異にして、御代御代の区別なし。第五はいたく様かはれり。書牘詩文などさへ書きまじへて、歌は大方仮名書なり。第六は養老七年より天平十六年まで、年月によりて正しく記せるは、他巻に見ざる所なり。……第十七以下も日記やうに書きつらねたり。第七第十などに人麿歌集より採りし歌どもは、其書きざま変れり。これは人麿歌集に書きしままをとり載せしなるべし。……

第一第二の両巻は書体同一にして、雑歌相聞挽歌の三種を具備し、而も精選したる完全なる一書なり。諸兄公撰万葉集といひ伝へたるは、必ずや此両巻の事なるべし。

(品田太吉「万葉集両巻説」〔『心の花』17巻10号 大正2年、のち『万葉学論纂』所収])

まず有名なものとして品田太吉の『万葉集両巻説』があります。『万葉集』二十巻というのはさまざまな過程を経て生まれてきたものであって、なかでも巻の一と巻の二、これら二巻でもって成立していた時期があるということを論じたもので、これも大変大きな意味をもつ論文であったといえます。

此大伴家の歌集が、衆目に触れる機縁を為したのは、種継事件ではあるまいか。神代以来の旧家の沈淪の為、什器・蔵書類の官庫に没収其外の手続きで、這入った事は考へ難くはない。さうして流れ出た大伴集が、朝廷に入ったとすれば、此迄禁中に伝承せられて来た歌並びに、古歌集と結びついて、万葉集の出来る機会が出来て来た訣である。……

大伴集の手に入ったのを機会に、奈良以前の歌集を勅撰しようとの企ては、どうしても現れなければならなかつたはずである。古今漢文序の平城天子の語は、至極適切な万葉の製作時代の疑問に対して、断案を示して居るものと言ふ事が出来る。

本集の末四巻（十七・十八・十九・二十）並びに巻五は、誰の目にも疑ひなく、大伴集である事が決る。併し、ほかに、少しも大伴集の匂ひのない巻々も、段々ある。私の言ふ大伴集なる物は、さうした部分までも含めて居るのではない。右の、家持及び其父旅人に關係深い巻々の外にも、家持の手を通つた物がないとは言へぬが、外に今一つ以上、材料の出し処があつたものと考へられる。

其は、大歌所に昔から使はれて来た大歌と、大歌に採用する目的で蒐めて置いた材料とである。即、古事記・日本紀に見えた外の伝説を持つた由縁ある歌謡、其から時代々々の宮廷詩人が、時々公事の用に作つた歌曲が既にあつたらうと思はれる。大歌所の詞曲台帳に載つて居たはずの物、支那の為政者・音楽者の理想となつて居た民謡に正雅の聲があると言ふ考へが、我が国にも這入つて居て、在来の童謡に神道が寓つて出ると言ふ信仰と一つになって、国風を蒐め、竹枝を拾ふ試みが既に行はれて、東歌^{アソマ}其外地方の民謡などの可なりの分量が、大歌所に集められて居たものと信じてよい。其上、尚一つ、大歌所か、官庫に保存せられて居たと思はれる各種の古歌集・個人の家集の一群が、編纂の際に、随分利用せられたものと思はれる。大体、此三種が、大伴氏没落と共に、宮中で一つになる機会に接したわけである。而も、前言した素質を持つた平城天皇の御代であつたとすれば、万葉集は、纏らなければならなかつたのである。

（折口信夫「万葉集のなり立ち」〔『皇国』279号 大正11年、のち『折口信夫全集 第1巻』所収〕）

*延暦四年八月二十八日の大伴家持の死後、藤原種継暗殺事件が起こり、その首謀者の一人として早良皇太子とともに家持が罪せられた折、家持の手記（大伴家の歌集）が官庫に没収されるかたちで大伴家から出て、それに大歌所に蒐められていた歌と、大歌所もしくは官庫に保存されていた各種の古歌集・個人の家集の一群とが合わせられて、平城天皇の御代に成立したとする。

折口信夫の「万葉集のなり立ち」という文章がありますが、ここで折口は非常に重要な考え方を出します。『万葉集』の成立に藤原種継暗殺事件が大きく関わるということを描べます。

（八月）庚寅（二十八日）、中納言従三位大伴宿禰家持死にぬ。祖父は大納言贈従二位安麿、父は大納言従二位旅人なり。家持は、天平十七年に従五位下を授けられ、宮内少輔に補せられ、内外に歴任す。宝亀の初、従四位下左中弁兼式部員外大輔に至る。十一年に参議を拜す。左右の大弁を歴、尋ぎて従三位を授けらる。氷上川継が反く事に坐せられて、免して京の外に移さる。詔有りて、罪を宥されて、参議春宮大夫に復す。本官を以て出でて陸奥按察使と為り、居ること幾も無くして中納言を拜す。春宮大夫

は故の如し。死にて後廿餘日、その屍未だ葬られぬに、大伴継人・竹良ら、種継を殺し、事発覺れて獄に下る。これを案驗ふるに、事家持らに連れり。是に由りて、追ひて除名す。その息永主ら、並に流に処せらる。

(九月)乙卯(二十三日)、中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種継、賊に射られて薨しぬ。丙辰、車駕、平城より至りたまふ。大伴継人、同じく竹良并せて党与数十人を捕獲へて推鞠するに、並に皆承伏す。法に依りて推断して、或は斬し或は流す。その種継は参議式部卿兼大宰帥正三位宇合の孫なり。神護二年に従五位下を授けられ、美作守に除せらる。稍く遷りて、宝亀の末に左京大夫兼下総守に補せられ、俄に従四位下を加へられ、左衛士督兼近江按察使に遷さる。延暦の初、従三位を授けられ、中納言を拜し、式部卿を兼ね。三年、正三位を授けらる。天皇、甚だこれを委任して、中外の事皆決を取る。初め首として議を建てて都を長岡に遷さむとす。宮室草創して、百官未だ就らず、匠手・役夫、日夜に兼作す。平城に行幸したまふに至りて、太子と右大臣藤原朝臣是公・中納言種継らと並に留守と為り。炬を照して催し検るに、燭下に傷を被ひて、明日第に薨しぬ。時に年四十九。天皇、甚だ悼み惜しみたまひて、詔して、正一位左大臣を贈りたまふ。

(十月)庚午(八日)、中納言正三位藤原朝臣小黒麻呂・大膳大夫従五位上笠王を山科山陵に、治部卿従四位上吉志濃王・散位従五位下紀朝臣馬守を田原山陵に、中務大輔正五位上当麻王・中衛中将従四位下紀朝臣古佐美を後佐保山陵に遣して、皇太子を廢する状を告げしむ。

〔『続日本紀』延暦4年〔785〕条〕

『続日本紀』の延暦4年8月28日、「中納言従三位大伴宿禰家持死にぬ」とありまして、家持は亡くなってしまうわけですが、そのあと藤原種継という藤原氏の一員が暗殺されるという事件が起こります。『続日本紀』(9月23日)に「中納言正三位兼式部卿藤原朝臣種継、賊に射られて薨しぬ」とあるように、何者かに弓矢で射られて亡くなってしまうわけです。その犯人を探しますと、「大伴継人、同じく竹良并せて党与数十人を捕獲へて推鞠するに、並に皆承伏す」ということで、大伴一族の大伴継人、同じく竹良といった人物が犯人だということがわかった。そこで斬殺、あるいは流罪に処すわけなのです。そういう事件の経緯のなかで、犯人について問いただすと、その首謀者として大伴家持と桓武天皇の弟であった皇太子早良の二人の名前が挙がるわけです。大伴家持はもう死んでいますから、位階を剥奪して、家財を官庫に没収して、子どもを流罪にします。早良親王については淡路島に流罪にするということになります。早良親王は9月23日の種継暗殺事件に連座したということで皇太子の位を廢されて、乙訓寺に禁固され、そしてそのあと絶食し、淡路島へ配流される途中にお亡くなりになります。遺骸はそのまま淡路島に送られて葬られます。ところが、そのあと桓武天皇は早良親王の祟りに悩まされます。祟りが鎮まらな

いたため、皇太子の位を剥奪して流罪にしたのだから天皇の位を与えるとその怨霊の祟りは鎮まるだろうということで、「崇道天皇」という名前を送り追尊して、その墓も山陵とします。しかしながら、なかなかその祟りは鎮まらない、怨霊が鎮まらないということで、ついには大伴家持の位も元に戻すということになっていくわけです。そのような事件があったことに関連して『万葉集』の編纂を考えたのが折口です。要するに「神代以来の旧家の沈淪」するということで、その家財・蔵書等が朝廷の蔵に没収される等で、朝廷に入る。そういうなかで大伴家が持っていた大伴集が朝廷に入ることになって、これまで朝廷で伝えられてきた歌、ならびに古歌集とが一緒になり、『万葉集』ができる機会が生まれてきたのだと考えました。それを「平城天子」の世に行ったという考え方をとるわけです。

古今和歌集序にいう「平城天子」は平城天皇であり、現存本万葉集の原本は奈良朝末までに家持の手でほぼ纏められていたものと考えられ、その家持の死んだ延暦四年八月二十八日から二十余日後に発覚した藤原種継暗殺事件に家持が連座し、財産皆官没せられていたのが、延暦二十五年三月、桓武天皇の病が篤いたため勅により本位に復され、罪を許され、桓武の崩後、即位した平城天皇の代に没収されていた万葉集原本が再び世に出たものと考えられ、この時に平城天皇の意を体して多少の修補が施されたものとするが、平城天皇の朝の公式の勅命によつての撰集事業とは考えない。

(大久保正「古代万葉集研究史稿」〔『北海道大学文学部紀要』9・10号、昭和36年〕)

この考え方につきましては、大伴氏と朝廷に伝えられてきたものなどの捉え方に若干違いはあるものの、大久保正の『古代万葉集研究史稿』などに引き継がれました。『古今和歌集』の序文にいうところの「平城天子」は平城天皇であること。そして現存本『万葉集』の原本は奈良朝末までに家持の手でほぼまとめられていたのだということ。その家持の死んだ延暦4年8月28日から20日余り後に発覚した藤原種継事件に家持が連座し、財産等が官没されていたが、とうとう延暦25年(806)3月、怨霊に苦しめられていた桓武天皇が詔を下して家持を元の位、本位に復し、罪を許した。その日に桓武天皇は亡くなるわけですが、桓武の崩御後その子どもの平城天皇が即位するということになる。平城天皇は自分の父親が怨霊に苦しんで死んでいったことを知っていますから、家持の魂を鎮めるには家持が大切に編纂した『万葉集』を世に出して、それが日の目を見るようにする、それが最も家持の怨霊、魂を鎮める手段であろうということで、平城天皇の時代に多少の手が加えられて世に出た。こういう考え方を提出したわけです。こういった考え方はいろいろな意見がありますけれども、今日多くの方々が支持する考え方です。

『新撰萬葉集』の序文については、それが道真の編纂であるという考え方には、新撰和歌の序文の読み方に問題があるという見方が最近強いようです。つまり『古今和歌集』に述べている十代百年という考え方、これは尊重されていいものであらうと考えるわけです。

すると大同元年に世に出たとするならば、本年はちょうど1200年ということになるわけで、その記念すべき年に本学において『万葉集』に関わる古代の文字文化についてのシンポジウムが開かれることは大変意義のあることだというふうに思います。『古今和歌集』というのは明らかに『万葉集』を意識して編纂されているわけですから、100年を記念して作ったという逆の見方、つまり『万葉集』が作られて100年経ったということではなくて、逆に『古今和歌集』は『万葉集』が編纂されて100年経ったのを記念して作られたのだという見方に立ちますと、『古今和歌集』の冒頭の歌の意味はまた違った形で考えられなくてはいけないと思うのです。というのは、『万葉集』のいちばん最後の歌というのは、巻第20の巻末歌、大伴家持によって作られた、

三年春正月一日に、因幡国庁にして饗を国郡の司等に賜ふ宴の歌一首
新しき 年の初めの 初春の 今日降る雪の いや頻け吉事 (4516)

という歌です。

凡そ元日には、国司皆僚属郡司等を率ゐて、庁に向ひて朝拝せよ。訖りなば長官賀受けよ。宴設くることは聴せ。其れ食には、当処の官物及び正倉を以て充てよ。須みむ所の多少は、別式に従へよ。

(『儀制令』元日国司条)

元旦には「国司皆僚属郡司等を率ゐて、庁に向ひて朝拝せよ」ということで、正月には賀の行事が行われる、そしてそれが終わると長官自らが賀を受けていいことになっており、「宴設くることは聴せ」ということで、天平宝字3年は因幡国に大伴家持が赴任した初めての正月でありましたから、役人たちを集めて宴を開いた。その宴のなかでこの歌が歌われたということになるわけです。

波都波流能家布は、初春の今日にて、元日なり。新年之始といひ、初春といへるは、同じ事をうちかへしていへるのみなり。

(鹿持雅澄『万葉集古義』)

この歌につきましては、江戸時代の学者の鹿持雅澄が、「初春の今日」という言い方について「初春の今日にて、元日なり。新年之始といひ、初春といへるは、同じ事をうちかへしていへるのみなり」といいまして、「新しき年」は新年のことをいっている、そして「年の初めの 初春の」というのは同じことを重ねているのだ、という捉え方をしたわけです。

本歌の正月賀歌としての意味は、家持の二元的季節観と“歳旦立春”という暦日的巡り合わせを踏まえてこそはじめてその真の祝意を読み取ることが可能となろう。また、因幡国庁における“天平宝字三年正月一日”という「今日」の日が、上述の如く暦月・節月・天象のすべてに亘ってめでたさが重なり合う日であったことを知り得た今、本来何時詠まれてもよいはずの「いやしけ吉事」なる祝言が、その意味するところの重層性において、当日のすべてのめでたさを重ねて序詞とした家持の祝意を表現するに誠に相応しい必然性を有して本歌にその位置を獲得していることが従前にも増して一層明確に理解されてくるであろう。

(大浜真幸「大伴家持作『三年春正月一日』の歌」〔『日本古典の眺望』桜楓社、平成3年〕)

時間の都合で少し飛ばしますが、これについては本日会場にお越しになっておられる関西大学教授の大浜真幸さんが「大伴家持作『三年春正月一日』の歌」という論文を発表いたしまして、これは単に重ねたというだけではなくて、重ねることに意味があったのだということを非常に明快に論じられました。すでに家持の「新しき年」とか「初春」という言い方は、例えば天平勝宝3年(751)に越中の国において「新しき年の初めは いや年に雪踏み平し 常かくにもが」(19・4229)と歌っています。あるいは「初春の初子の今日の玉箒 手に取るからに 揺らく玉の緒」(20・4493)という歌を天平宝字2年(758)の正月3日につくっています。このようにそういう言い方はすでにしている、それをあえて重ねて用いているところには家持の暦に対する意識があったからだということを書き述べて、天平宝字3年というのは「歳旦立春」という巡り合わせの年であるということ、つまり元旦と二十四節気の立春が重なる年であるということをはっきりとされました。閏年というのが旧暦にもあります。これは19年に7回あります。そうするとその年は、年明けないうちに立春がくるという形、年内に立春がくるということになります。それは19年に7回ですから珍しくないのですが、「歳旦立春」というのは19年に一度しか巡ってこないわけですから、ところが天平宝字3年というのはその歳旦立春の年にあたり、元日が立春であるという年でした。だから「新しき年の初めの初春」といった。しかも、その上に瑞兆である雪が降っている。その雪がしきりに降るようにしきりに良いことよ重なれ、という歌でもって『万葉集』を終えたわけですから、『古今和歌集』の編集はそれを大変意識したと思われる。ですから『古今和歌集』巻1のいちばん最初は、在原元方の「ふる年に春立ちける日よめる」という詞書きの歌で始まりまして、「年のうちに 春は来にけり ひととせを 去年とやいはむ 今年とやいはむ」(1・1)と歌うわけですから。この歌については、正岡子規がぼろくそにいらしています。「実にあきれかえった無趣味の歌にこれあり候」といって、「日本人と外国人の間の子を日本人とや申さん、外国人とや申さんと洒落たると同じことをいっている。洒落にもならぬつまらぬ歌に候」と『古今和歌集』をこき

下ろすわけです。しかしそういうものではないのだということを片桐洋一先生などはおっしゃっておられます。とにかく巻頭に置かれたこの歌は、暦のうえだけでも春がやってきたことによってもたらされた心の弾みを詠んでいるのだ、春を待つ心というのは当時の人々には大変強かった、だから暦の上だけでも春が早くやってくる、その喜びを歌ったのだとおっしゃっておられます。この年内立春の歌は『万葉集』の末尾の「歳旦立春」というものを意識し、それよりも先に春を呼び込む形でおそらくは歌われたのだらうと思います。『古今和歌集』は905年に成立するわけですが、904年はちょうど年内立春、つまりまだ年が明けないうちに立春を迎える年であったということもあるのです。『新古今和歌集』においても巻頭の歌は「春立つ心をよみ侍りける」と「立春」ということを歌っています。そういう形で応ずることになっていて、『古今和歌集』の序文の捉え方、『新撰万葉集』の序文の読み取り方にはいろいろ問題がありますけれども、ひとまずは大同元年説をとりまして、『古今和歌集』などをつくった人たちの意識においては、ともかく大同元年に『万葉集』が編纂されたものであると考えられていたに違いないと思うわけです。そういう意味で今年は『万葉集』誕生1200年ということになるわけです。御静聴どうもありがとうございました。